

業務委託契約書（案）

委託者新潟県（以下「発注者」という。）と受託者（以下「受注者」という。）とは、令和８年度新潟県公共事業労務費調査業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第１条 発注者は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- （１）業務の名称 令和８年度新潟県公共事業労務費調査業務委託
- （２）業務の内容 別紙「令和８年度新潟県公共事業労務費調査業務委託仕様書」による。

（委託期間）

第２条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和９年３月１５日までとし、受注者はこの期間内に、業務を完了しなければならない。

（委託料）

第３条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第４条 契約保証金は 円とする。

（権利義務の譲渡等）

第５条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者に申請し、その承諾を得たときは、この限りでない。

- ２ 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。
- ３ 受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括再委託等の禁止）

第６条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- ２ 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ３ 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（秘密の保持）

第7条 受注者は、前条ただし書による発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 前条ただし書きにより発注者が承諾した再委託先の秘密の保持については、受注者が全責任を負って管理するものとする。

（利用及び提供の制限）

第8条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（個人情報の保護）

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第10条 受注者は、この契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当っては、別記「情報セキュリティ関連業務特記事項」を守らなければならない。

（事業主の責任等）

第11条 受注者は、この契約による業務の完成について、法律上及び財政上の事業主としてのすべての責任を負うものとする。

（作業の進捗状況の報告等）

第12条 受注者は、発注者からの指示がある場合には、受託した業務の進捗状況について、発注者が求める時期、内容で、書面等により報告しなければならない。

（発注者の検査監督権）

第13条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者の作業現場の实地調査を含めた受注者の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 受注者は、前項及び前条の規定に基づき、発注者から進捗状況の提出要求、作業内容の検査実施要求又は作業の実施に係る指示があった場合は、それらの要求又は指示に従わなければならない。

（成果報告書の提出）

第14条 受注者は、業務の実施を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

2 成果報告書の様式は、別途発注者受注者協議の上、定めるものとする。

（検査及び引渡し）

第15条 発注者は、成果報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

- 2 受注者は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、発注者の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。
- 3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用は、全て受注者の負担とする。
- 4 第1項の検査に合格したときをもって、契約目的物の引渡しを完了したものとする。この場合において、契約目的物が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより発注者に移転するものとする。

（一般的損害及び天災不可抗力による損害）

第16条 契約目的物に引渡し前に生じた損害は受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担するものとする。

- 2 発注者は、天災その他不可抗力によって生じた損害については、受注者が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、損害額を認定し、その一部を負担することがある。

（損害の負担）

第17条 業務の実施について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（契約不適合責任）

第18条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催促をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催促をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3項に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催促をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、引き渡された成果物に関し、第15条第4項の規定による引渡し（以下この条

において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 5 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 6 発注者が第4項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第9項において「契約不適合責任期間」という。)のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 7 発注者は、第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 8 第4項から前項までの規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 9 民法第637号第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 10 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 11 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(委託料の支払)

第19条 受注者は、第15条第1項の検査に合格したときは、委託料を発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の定めにより受注者の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(納入期限の延長等)

第20条 受注者は、納入期限内に履行することができない事由が生じたときは、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があった場合において、その事由が受注者の責に帰することができないものであると認める場合は、発注者は、相当と認める日数の延長を認めるものとする。

(契約内容の変更等)

第21条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者と協議の上、この契約内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

(発注者の解除権等)

第 22 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第 2 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 正当な理由なく、第 18 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 2 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第 2 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下次条において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下次条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第 22 条の 6 の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

3 委託業務の完了前に契約が解除された場合に、一部完成した成果品で発注者の検査に合格したものがあるときは、当該成果品を発注者の所有とすることができる。この場合において、発注者は、当該成果品に対する契約金の相当額（前金払をしたときは、前金払額を控除した額）を受注者に支払わなければならない。

4 委託業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第 22 条の 2 発注者は、前条第 2 項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当

するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該課徴金納付命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (3) 受注者が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- (5) 受注者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 発注者は、前条第 2 項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該を超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

（発注者の損害賠償請求等）

第22条の3 受注者は、契約目的物の納入前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面により発注者に報告しなければならない。

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) この契約の成果品に契約不適合があるとき。

(2) 第22条又は第22条の2の規定により成果品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する金額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第22条の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行が不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合における破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合における会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

4 第1項各号または第2項各号がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項並びに第2項及び第12条第1項の規定は適用しない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条の4 第22条第1項各号若しくは第2項各号又は第22条の2第1項各号若しくは第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第22条第1項若しくは第2項又は第22条の2第1項若しくは第2項の規定による契約の

解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第 22 条の 5 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第 22 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 22 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第 22 条の 6 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第 21 条の規定により設計図書を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 21 条の規定による委託業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合においては、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の損害賠償請求等)

第 22 条の 7 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 22 条の 8 第 22 条の 6 第 1 項又は第 2 項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第 22 条の 6 の規定による契約の解除をすることができない。

(損害賠償の予定)

第 23 条 受注者は、第 22 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、

発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、委託業務が完了した後においても適用するものとする。

(事故発生の通知)

第24条 受注者は、契約目的物の納入前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面により発注者に報告しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(疑義の解決)

第25条 この契約において疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、解決するものとする。

(必要事項の決定)

第26条 前各条項に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

新潟市中央区新光町4番地1
発注者 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世

受注者

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第 8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者の監督）

第 9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（実地調査）

第 10 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（指示等）

第 11 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故報告）

第 12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

- 第2 受注者は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、発注者の許可を受けなければならない。
- 第3 受注者は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、発注者の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

- 第4 受注者は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

- 第5 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

- 第6 受注者は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。
- 第7 受注者は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第8 受注者は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

- 第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、発注者の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

- 第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、発注者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

- 第11 受注者は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、発注者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウィルス対策)

- 第12 受注者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

- (2) 発注者が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第 13 受注者は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- (2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(実地調査)

第 14 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。